福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法刑 法行政法

問題冊子(問題のみで4枚)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明,ページの落丁・乱丁および解答用紙の 汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆 (いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの)で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名(およびフリガナ)を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工(線を引く、書き込みをする、ページを折り 曲げるなど)を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、 不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1間(憲法)

海外に在住し在外選挙人名簿に登録されている在外国民 X らが、最高裁判所裁判官の国民審査において審査権の行使が認められていないことは、①憲法 15 条 1 項、79 条 2・3 項に違反し、②国会において在外国民に審査権の行使を認める制度を創設する立法措置がとられなかった立法不作為は国家賠償法 1 条 1 項に違反すると主張して争った訴訟において、最高裁判所は、2022 年 5 月 25 日、①については憲法違反を認めたが、②については国家賠償法上違法の評価を受けるものではないと判示した(最大判令和 4 年 5 月 25 日)。

(設問)

最高裁判所の上記①及び②に係る判断について、在外日本国民の選挙権訴訟で示された最高裁判所の判断枠組(最大判平成17年9月14日)を考慮に入れて、あなたの意見を述べなさい。

第2問(刑法)

次の事例における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい(但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。)。

A は、その兄貴分である甲に借金をしていたがそれを返さずに逃げ回っていた B を探し出し、A の部屋に連行した。B の反抗的な態度に立腹した A は、B に対し、多数回にわたり、顔面や頭部をカッターナイフで切りつけたり拳で殴ったりし、足で蹴るなどの暴行を加えた。

Aは甲に電話をかけ、Bが見つかったこと、反省が見られず懲らしめるべきであることを述べてA宅に呼び出した。甲は、BがAから激しい暴行を受けて血を流して倒れつつも、甲をにらみつけてくる様子を見て、Aに「まだ仕置きが足りないな」と言い、Aとともに、Bの背部、腹部等を複数回蹴ったり踏み付けたりするなどの暴行を加えた。また、Aは、Bの顔面を拳で殴りつけるなどの暴行を加えた。

一連の上記暴行の結果、B は、全治まで約1か月間を要する右第六肋骨骨折、背部打撲傷、全治まで約2週間を要する顔面打撲傷、右側頭部切創、左頬部切創の傷害を負った。これらの傷害のうち、右側頭部切創及び左頬部切創については、甲が加担する以前のAのB に対する暴行により、背部打撲傷については、甲加担後の暴行により生じたものであるが、右第六肋骨骨折及び顔面打撲傷については、いずれの段階の暴行により生じたのか不明である。なお、甲が加えた暴行は、右第六肋骨骨折の傷害を生じさせ得る危険性があったと認められるが、顔面打撲傷を生じさせ得る危険性があったとは認められない。

第3問(行政法)

〔問題〕 以下の事例について下記の設問に答えなさい。 なお, 設問の後に関連条

文を掲げているので適宜参照しなさい。

〔事例〕

- 1 Xは、P中学校に赴任して、教諭として保健体育の授業を担当するとともに、柔道部の顧問を務めていた。本件中学校柔道部は、Xの指導の下、多くの大会で優秀な成績を収め、全国優勝をしたこともあったため、入部を希望する生徒は多く、親元を離れ下宿して共同生活を送りながら本件中学校に通う部員もいた。柔道部員のAも、令和3年4月、本件中学校に入学し、3年生で同部の主力選手のBらと共に、共同生活をすることになった。
- 2 Bは、Aに対し、Aの入学当初から日常的に、殴る、蹴るなどの暴力をふるっていたが、6月、本件中学校内において、Aに暴行を加え、全治1か月を要する傷害を負わせた。そのことを知った X は、Aに整形外科を受診させる際、「階段から転んだことにしておけ」と虚偽の説明をするように指示し、A はそのように医師に説明した。
- 3 しかし、その後、A に対する B の傷害事件は P 校長及び Q 教育委員会の知るところとなった。P 校長は、Q 教育委員会の指示を受けて、X に対し、7月5日付の職務命令として、B を県の柔道大会に出場させないよう伝えた。これに対し、X は、B は有力選手であり、また B の将来を考えても納得できないなどと反発した。
- 4 Xは、同年8月4日、上記職務命令に従わず、県大会の団体戦にBを出場させ、本件中学校柔道部が優勝した。柔道部の副顧問である D 教諭から報告を受けてこのことを知ったP校長は、Q 教育委員会に同趣旨の報告を行った。
- 5 Q 教育委員会は、この報告を受け、令和 4 年 3 月 5 日、地方公務員法 2 9条 1 項の規定により、X を懲戒免職とする懲戒処分(以下「本件処分」という。)をした。X に交付された処分説明書には、懲戒理由として、①顧問を務める柔道部の部員間の暴力行為の事実を把握しながら、被害生徒の受診時に「階段から転んだことにしておけ。」と、虚偽の説明をするよう指示したこと、②加害生徒の近畿大会への出場を禁止する旨の校長の職務命令に従わなかったこと、などの記載があった。
- 6 Xは、本件処分に納得がいかないため、市の人事委員会へ審査請求を申立てたが棄却されたため、本件処分の取消訴訟を提起した。

〔設問〕

X は本件取消訴訟において、本件処分のどのような違法事由を主張することが考えられるか。また、その違法事由は認められるか、検討しなさい。

〔関連条文〕

地方公務員法

(懲戒)

- **第29条** 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
 - 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例, 地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2~4 省略

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。